



平成28年1月からスタートするマイナンバー制度



現在、行政機関や地方公共団体等には基礎年金番号や、地方公共団体での事務に利用する番号のように、分野や組織ごとに個人を特定するための複数の番号が存在していますが、平成28年1月より国民一人ひとりに個人番号（以下、「マイナンバー」という）を付番し、横断的に利用する制度が導入されます。導入まで1年を切り、そろそろ対応に向けた準備が求められることから、今回はマイナンバー制度の内容について取り上げましょう。

1.マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する個人情報をもとに同一人の情報であるという確認を行うための基盤となるものであるとされています。住民票を有する国民一人ひとりに12桁のマイナンバーが付番され、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続にこのマイナンバーが必要になります。この制度の導入によって、例えば社会保障給付の申請を行う際に、申請を受けた機関が関係各機関に照会を行うことで必要となる情報の取得が可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されるといったメリットがあります。なお、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続でしか使用されないことになっています。

2.マイナンバーの通知スケジュール

マイナンバーが個人へ通知され、運用が開始されるまでのスケジュールとしては、今年10月より市区町村から直接、従業員本人の住民票の住所へ、マイナンバーを通知するための通知カードが送付されることになっています。この通知カードでマイナンバーが通知された後、平成28年1月以降、市区町村に申請することで個人番号カードの交付を受けることができます。この個人番号カードは、本人

確認のための身分証明書としても利用できるようになっています。

3.企業に求められる対応

今回のマイナンバー制度施行に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の届出様式に個人番号や法人番号が追加されます。雇用保険については平成28年1月1日提出分から、健康保険・厚生年金保険については1年遅れて平成29年1月1日提出分から施行予定となっています。その他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号は、平成28年1月以降の時期に健康保険組合・ハローワークに報告することになっています。

マイナンバー制度の導入にあたり、個人情報の漏えいが懸念されますが、このマイナンバーを安心・安全に利用するため、国としても様々な措置を講じています。具体的には、企業に対して法律に規定があるものを除いては、マイナンバーを含む個人情報を収集したり保管したりすることを禁止するとともに、法律に違反した場合の罰則も従来より重いものとなっています。そのため、企業としては従業員から収集したマイナンバーを取扱うことができる担当者をどの範囲にするのか、情報管理体制をどのようにするのか、といったルール作りが求められます。

平成26年12月に内閣府より「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」が発表されました。この中で、特定個人情報の利用制限、安全管理措置、提供制限などの取り決めが定められています。企業としてはこのガイドラインの内容を確認し、今後の対応について進めておくことが求められます。